

令和3年

目黒区教育委員会

第37回定例会会議録

(令和3年11月2日開催)

第37回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和3年11月2日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関根義孝
	教育委員会教育長職務代行者	笹尾敦夫
	教育委員会委員	松村真理子
	教育委員会委員	川嶋春奈
	教育委員会委員	片山 寛

出席職員	教育次長	谷合祐之
	教育政策課長	濱下正樹
	学校統合推進課長	関 真徳
	学校ICT課長	今村茂範
	学校運営課長	香川知子
	学校施設計画課長	岡 英雄
	教育指導課長	竹花仁志
	教育支援課長	細野博司
	統括指導主事	石邑由紀子
	統括指導主事	工藤邦彰
	生涯学習課長	高山和佳子
	八雲中央図書館長	伊藤信之

書記		佐藤洋一
		森高健二郎

(議事日程)

- | | | |
|------|------|---|
| 日程第1 | 報告事項 | 「めぐろ学校教育プラン」改定素案(案)について |
| 日程第2 | 報告事項 | MEGUROスマートスクール・アクションプラン(教育情報化推進計画)素案(案)について |
| 日程第3 | 報告事項 | 令和3年度前期目黒区立学校におけるいじめの状況について |
| 日程第4 | 報告事項 | 令和3年度前期目黒区立学校における不登校の状況について |

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和3年第37回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は、川嶋委員です。それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 「めぐろ学校教育プラン」改定素案(案)について(報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 委員 冊子の17ページの27番「生命(いのち)の安全教育の実施」の部分ですが、性暴力等の加害者にならないようにする旨の記述を本文から注に移動させたことで、大変読みやすくなったと思います。
- ただ、性暴力の加害者にならない、被害者にならない旨の内容は、生命(いのち)の安全教育の手引きに盛り込まれるべきものなのでしょうか。生命(いのち)の安全は、いじめで自殺するような子どもを出さないようにするなど、生命の危険に直結するものが該当する印象を受けているのですが、性暴力についてこの手引きに盛り込まれた理由を教えてください。
- 教育指導課長 生命(いのち)の安全教育については、文部科学省が推進している施策です。本年度から、全ての学校において、生命(いのち)の安全教育の早期実施に向けて取り組むよう通知を受けています。
- 具体的には、「性暴力の被害者にならない」として、幼稚園・こども園の段階から、水泳指導にあたり、水着で隠れる部分は「プライベートゾーン」であり、自分だけのものとして大切にすることを指導したり、「性暴力の被害者にならない」として、小学生の段階では、ICTの利活用にあたり、低年齢化の傾向がある児童買春の被害に遭わないようにするための指導をしたり、中学生の段階では「性暴力の加害者にならない」として、デートDVなど身近に起こり得る題材を扱い、外部人材を活用した指導を行うこととしています。
- 事務局では現在、指導内容を人権教育推進委員会の中で検討しており、令和4年度を目途に整備するとともに、全ての区立

学校・園での実施に向けて取り組んでいるところです。

○委員 よく分かりました。重要なテーマだと思いますので、人格の形成や人としての尊厳といった視点を盛り込み、教育を充実させていただきたいと思います。

○委員 この素案の1ページの下から2行目に「年度ごとに各実施策の進捗状況を確認し」という記載がありますが、これは重要なキーワードだと認識しています。

「めぐろ学校教育プラン」は、スマートスクール・アクションプランなど様々な関連計画と整合を図らなければならないものであり、各実施策の進捗状況を年度ごとに確認していく作業が重要な意味を持つと考えています。それぞれの施策の中に具体的な進捗状況を確認できるものがあればよいのですが、確認が難しいものもあります。教育委員会の場で、それらの施策について事務局が報告をされますが、進捗状況の到達度が事前に確認できない中で、それらの報告に対して意見を述べることは難しいことがあります。

今後、教育委員会で各施策について報告される際は、事前にそれぞれの進捗状況を知らせていただけると嬉しいです。

また、「めぐろ学校教育プラン」については、立派なものができていますので、このプランの内容がより多くの方々に理解されるよう、説明に工夫を重ねていただきたいです。これは要望です。

○教育政策課長 委員からいただいたご要望については、改定後の「めぐろ学校教育プラン」の取組の中で考えていきたいと思っています。現行の「めぐろ学校教育プラン」の進捗状況については、毎年度本委員会に報告していますが、「めぐろ学校教育プラン」に掲げる様々な実施策の具現化については、毎年度定める教育行政運営方針の中で、予算と関連付けながら取組を進め、その結果を教育委員会の事務の点検・評価の際に学識経験者から評価・意見をいただきまして、必要に応じて改善を図りながら進めています。また、「めぐろ学校教育プラン」と教育行政運営方針に掲げる施策、また、その他の計画、例えば学校施設更新計画や区の実施計画もありますので、様々な計画に掲げる取組や目標値、予算などと関連付けて、整合を図りながら、進捗を管理していく必要性があると認識していますので、次年度以降、適切な進行管理と説明責任を果たしていきたいと考えています。

- 教育長 その他ご質問等ありますか。
 特にないようですのでこの報告を受けました。
 「めぐろ学校教育プラン」の改定に関しては、次回、教育委員会にお諮りするのとは来年2月ということになりますので、よろしくお願ひします。
 次に日程第2を議題とします。

(日程第2 MEGUROスマートスクール・アクションプラン (教育情報化推進計画) 素案 (案) について (報告事項))

- 学校ICT課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等ありますか。
- 委員 43ページで学校が災害時における地域の避難所として位置づけられることが指摘されていますが、これは災害時に学校に避難された方にはWi-Fiを使用できるようにするという事なのではないでしょうか。その際は、避難された方にはパスワードをお知らせし、利用できるようにするのでしょうか。
- 学校ICT課長 学校災害時における避難所でのネットワークの利用については、まだ検討段階ですが、教育委員会では現在ネットワークの利用を学習時の利用に限定して考えています。
 ただ、地域の避難所として避難者の方に正確な災害情報等を提供する必要があり、その中で、今回整備する大型掲示装置などを避難所となる体育館に活用できれば、随時情報提供ができると考えています。委員からご意見いただきました避難者の方一人ひとりにWi-Fiを開放できるかという点につきましては、ネットワークの帯域に接続が集中して混線するおそれも想定されますので、防災課とも調整しながら、今後検討してまいります。
- 委員 私は素案の2ページの「(2) 保護者・地域への周知・理解」や、12ページの「(6) 保護者・地域との連携」の項目が気になりました。保護者の方々への周知や理解を求めることなどは比較的容易だと思いますが、地域の方々への周知や理解を求めることなどは大変ではないかとの印象を受けましたので、この点については今後も引き続き検討してください。特に理解を深めることや連携を行ううえでは、相互理解が必須になると思

います。地域の方々との相互理解を進めるに際しては、様々な課題が生じると思いますので、それらを解決し、成果を上げていただきたいと思います。これは要望です。

○学校ICT課長 本プランを策定し、実施していくうえでは、保護者・地域の方々のご理解をいただくことが重要であると認識しており、このプランを進める上での留意事項として、特に掲げているものです。

具体的な施策を申し上げますと、例えば学校公開を通して、ICT機器を活用した授業を展開していることをご理解いただくということもあります。また、地域の方の防災に関する観点や、災害時に必要な情報については、防災課で丁寧に聴き取りが行われているものと考えています。

事務局でも、学校に関するアンケートを実施していますので、保護者・地域の方と連携していく観点をもちながら、様々な工夫を進めていきたいと考えています。

○委員 子どもたちの各科目の評価は、算数や国語などについてはテストの成果により行っていると思いますが、ICT機器を用いた学習の評価は、どのように行う予定なのでしょうか。

○教育指導課長 学習評価に関しては、ICT機器の活用について評価するのではなく、ICT機器の活用を通じて、思考力や表現力が伸びているか、また、知識・理解の定着がなされているか等の評価していきます。評価方法としては、テストもありますが、テストのみではなく、児童・生徒一人ひとりの状況を、学習の様子等から把握することもありますし、子どもたちがICT機器を活用する中で作成した成果物をもって評価することもあります。テスト以外にも、学習状況を適切に評価できるよう、ICT機器も活用しながら、取り組んでいきます。

○教育長 今後の予定の項目に記載がないため確認しますが、「めぐろ学校教育プラン」と同様に、パブリックコメントが終わった後、2月の教育委員会において計画案を報告するという理解でよろしいですか。

○学校ICT課長 申し訳ありません。教育長のご指摘のとおりです。

○教育長 その他ご質問等ありますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に日程第3を議題とします。

(日程第3 令和3年度目黒区立学校におけるいじめの状況について(報告事項))

- 教育指導課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 委員 このようないじめに関する数字のみの報告と、具体的ないじめ行為が添付された報告とがありますが、何を基準に分けているのでしょうか。
- また、認知したいじめの解消件数を重要なものとして捉えていると以前説明されていきましたので、認知したいじめの解消件数が多い学校を高く評価していただきたいです。
- 教育指導課長 いじめの状況について、毎年度、前期と通年の2回報告しています。
- いじめによる重大事態は、「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合」と、「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合」があり、これら重大事態と思われる案件が発生した場合は、教育委員会で詳細に報告しています。
- 法令上のいじめの認知件数について、いじめの芽をいち早く摘むことが重要であることから、教員のアンテナを高くして、認知件数を上げるべきだと考えており、早期発見・早期対応を継続することで、社会通念上のいじめの減少につながっていると捉えています。
- 積極的ないじめの認知を通して、子どもたちに適切な指導を行い、いじめ防止につなげていく取組は必要であると認識しており、今後も各学校の状況を把握し、積極的に認知することの重要性を校長会等で伝えていきたいと考えています。
- 委員 1点目の重大事態の件ですが、何をもって重大事態と判断しているのか、その基準を教えてください。
- 教育指導課長 いじめによる重大事態が発生した場合の対処については、目黒区いじめ防止対策推進条例に示されています。
- いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合については、いじめを原因にして学校に行けなくなる

状況が30日間になった時点で不登校重大事態として捉え、報告をしているところです。

また、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事案が学校から報告された場合は、生命等にかかわる重大事態として対処しています。

○委員 先ほどの教育指導課長の回答の2番目のいじめの認知について、アンテナを高く張って認知件数を増やす方向で取り組んでいると説明された件について、資料の2ページの「年間のいじめの認知率の推移」の一番下の2つの四角についてですが、平成30年度は小学校、中学校とも認知率の推移という点で、全国を大幅に上回っています。一方、去年はコロナ禍の状況によりいじめの認知件数が減ったため、令和2年度は全国水準を若干下回る数字となっていますが、これはアンテナを高く張ったにもかかわらず、認知率が落ちたということでしょうか。

○教育指導課長 令和2年度はいじめの認知件数が令和元年度に比べ、減少していることについて、無記名式アンケート結果においても、いじめられた件数や、いじめを見たという件数が減っていることから、実際、いじめの件数は減っていると捉えています。

一方で、いじめの認知の精度を高めていくことは必要であり、今後も早期発見・早期対応を行うよう、各学校に指導・助言していきます。

○教育長 4ページの(6)「いじめられた児童・生徒のその後の状況」で、「①いじめが解消しているもの」、「②解消に向けて取組中」とありますが、最近、子ども同士はもう仲直りして正常な関係に戻って、通学しているにも関わらず、保護者の理解が得られないというケースが散見されますが、その場合は、この①と②のどちらに入れているのですか。

○教育指導課長 保護者の訴えによるいじめの認知につきましても、認知件数及び①のいじめが解消している件数に含まれています。

「解消している」状況は、表の下の米印に記載のとおり、①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること、②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を満たしていれば、いじめが解消していると判断し、件数に入れています。

○教育長 では、この標題どおり、あくまでも児童・生徒の状況を基準

として振り分けをしているということですね。

○教育指導課長 そのとおりです。

○教育長 その他ご質問等ありますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第4を議題とします。

(日程第4 令和3年度前期目黒区立学校における不登校の状況について
(報告事項))

○教育支援課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等ありますか。

○委員 このような数字のみの報告だと、目黒区の子どもたちの不登校の状況がよく見えないので、匿名にした上で、具体的な案件を教育委員会にも共有させてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○教育支援課長 不登校児童・生徒の個々の状況については、別紙資料9ページにまとめています。こちらの資料は、個人情報保護の関係から、学校名や氏名の記載をしていませんが、不登校の主たる要因や現在の対応状況を一覧にしています。今回報告した小学校の児童48人、中学校の生徒88人についてまとめています。

○委員 この総括表もそうですが、この資料だと分からないので、これ以上の具体的な資料を添付してほしいと思って伝えました。

○教育支援課長 個人情報保護の観点から、個人が特定できない範囲で、欠席状況や対応状況が分かるように資料化しているところです。

○委員 名前や学校名を出さなくても、子どもがどのような状況に置かれているのかを想像することはできますので、具体的に分かるものを添付してもらいたいです。そういった機会がないということはこの1年を通して感じましたので、この場で伝えた次第です。

○教育支援課長 教育委員会に報告する内容は、区立学校における不登校の全体像と、事務局で取り組んでいる不登校施策についてです。不登校児童・生徒の個々の状況についての報告は、個人情報保護の観点からも制約があることをご理解いただければと思います。

○委員 先ほどのいじめの問題と違って、不登校は病的因子に着目しなければならぬ面もある問題ですので、個別の事例を取り上げたとしても、解決することは難しいのではないかと思います。

不登校の解決は、いじめの問題とは異なるアプローチが必要だ
と思います。親子関係をはじめとする家族間の問題など、それ
ぞれに原因があります。子どもたちや学校生活の様子のみでは
把握できない面がある問題です。

○教育長 先ほどの説明の中で、1ページの4番「不登校出現率」で、
小学校の数字が令和元年度から2年度にかけて減少しているこ
とについて、長期休業で出席すべき日数が減ったことが原因だ
と分析していると説明されていましたが、その説明だと中学校
の数字も減少していなければなりません、中学校の数字は増
加しています。この点についての見解を教えてください。

○教育支援課長 本日報告した不登校出現率については、令和3年度前期の本
区の状況です。年間の状況については毎年5月に報告していま
すが、その際には本区の他に東京都と全国の状況についても資
料として示しています。令和元年度までの状況となりますが、
東京都及び全国的にも、ここ数年間、不登校出現率は増加傾向
にあり、本区も同様の傾向です。昨年度は小学校で微減となっ
ていますが、事務局としては、令和2年度は新型コロナウイルス
感染症への対応から、6月中旬まで臨時休業等を行っており、
登校すべき日数が少なかったことの影響があるものと分析して
います。しかし、中学校については、その影響をもってしても、
不登校の減少には至らなかったものと分析しています。

○教育長 説明内容に理解できない点もありますので、今後もう少し整
理をしてください。

○教育長 その他ご質問等ありますか。
特にないようでしたのでこの報告を受けました。

○教育長 その他なにかありますか。
以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時43分閉会)